

早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する
条例

(令和7年9月1日条例第10号)

職員の分限に関する手続及び効果については、身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成16年身延町条例第28号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。